

令和2年長審第18号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年2月4日13時45分

長崎県樺島南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

モーターボートB

総トン数	4.9トン	
登録長	11.78メートル	5.37メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	213キロワット	49キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方の左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和2年1月29日08時00分熊本県二江漁港を発し、鹿児島県上甕島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着して操業した後、付近の港湾及び島影で停泊、錨泊を繰り返しながら鹿児島県下甕島、同県宇治群島及び同県草垣群島各周辺海域で操業を続け、越えて2月4日08時30分下甕島瀬尾埼東方沖合を発進し、水揚げのため長崎県三重式見港に向かった。

a受審人は、藺牟田瀬戸を經由して上甕島西方沖合を北上中、周囲に他船を見掛けなかったことから、レーダーを1.5海里レンジとして作動させ、船尾甲板の左舷側に設けた椅子に腰を掛け、時折周囲を確認しながら次の操業に備えて漁具の手入れ作業を始めた。

a受審人は、前示作業を中断して残りの漁具を取りに船首甲板に赴き、目視で前路に他船がないことを確かめた後、13時33分少し前樺島灯台から190度（真方位、以下同じ。）4.6海里の地点で、針路を349度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、船尾甲板に戻って椅子に腰を掛け、再び漁具の手入れ

作業を行いながら続航し、13時42分樺島灯台から198.5度3.36海里の地点に達したとき、正船首830メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど動かないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで進行し、13時45分樺島灯台から203度2.97海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首がBの船尾に、左舷後方から11度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操縦区画を設け、同区面前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、船尾に船外機2機をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、救命胴衣を着用し、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日08時00分長崎県脇岬港を発し、樺島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時30分前示釣り場に到着し、直径約3メートルのパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を船首から海中に投入して漂泊しながら釣りを始め、約2時間に1回の割合で潮上りを繰り返して、13時25分前示衝突地点付近で、船首を北北西に向け、シーアンカーを海中に投じ、引き索を約10メートル延出して船首のクリートに係止し、機関を停止してチルトアップの状

態として漂泊を開始した。

b受審人は、操縦区画後方の右舷側で釣りを再開し、13時35分衝突地点付近で、船首が北北西を向いたまま釣りを続けていたところ、左舷船尾方1.5海里のところに自船に接近するAを初めて視認した。

b受審人は、13時42分衝突地点で、船首が338度を向いていたとき、Aが左舷船尾11度830メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、接近するAが漂泊している自船を避けてくれるものと思い、目視によって方位変化を確かめるなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、13時45分僅か前左舷船尾至近に迫った同船に衝突の危険を感じ、両手を振って大声を出したものの、効なく、船首が338度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を、Bは、船尾外板に亀裂及び船外機に破損をそれぞれ生じたものの、後いずれも修理され、b受審人が左耳挫創及び左側頭部打撲を負った。

(航法の適用)

本件は、樺島南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域で発生していることから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、樺島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、漂泊中のBが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、樺島南方沖合において、水揚げのため三重式見港に向かって航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、樺島南方沖合において、釣りのため漂泊中、左舷船尾方に自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、目視で方位変化を確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、接近するAが漂泊している自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月7日

長崎地方海難審判所

審判官 植松 正